

経済産業省

20251224財経第2号

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和7年12月26日

経済産業大臣 赤澤 亮正

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金交付要綱
(通則)

第1条 中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、地域の雇用を支える中堅・中小・スタートアップ企業が、足下の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現することを目的とする。

(交付先)

第3条 この補助金は、経済産業大臣（以下「大臣」という。）が基金を造成する民間団体等（以下「基金設置法人」という。）に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象)

第4条 この補助金は、基金設置法人が、大臣が別途定める「中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金実施要領（以下「実施要領」という。）に定める事業を実施するための基金を造成する事業（以下「交付対象事業」という。）を交付の対象とする。

(交付額)

第5条 この補助金の交付額は、定額とする。

(申請手続)

第6条 この補助金の申請は、交付申請書（様式第1号）を大臣に提出して行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第7条 基金設置法人は、前条の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく変更の申請、第11条第4号及び第8号の規定に基づく報告、第12条の規定に基づく申請の取下げ、第13条の規定に基づく補助金の請求又は第14条の規定に基づく実績報告(以下「交付申請等」という。)については、原則、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行わなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第8条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第10条の規定に基づく通知、第15条第1項の規定に基づく通知、第16条第1項の規定に基づく返還命令、同条第2項の規定に基づく納付命令、第18条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(変更申請手続)

第9条 この補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して事業を行う場合には、変更交付申請書(様式第2号)を速やかに大臣に提出して行うものとする。

(交付の決定までの標準的期間及び通知)

第10条 大臣は、第6及び前条の規定による申請書の提出があつた場合には、申請書が到達した日から起算して原則として30日以内に、当該申請書の内容を審査し、交付の決定(変更の決定を含む。)を行い、交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。なお、申請者は第6条及び前条の規定による申請を行う際には、基金の管理・運用方法及び業務実施体制を明らかにした事業実施計画書を作成することとし、その内容が妥当であると判断した場合に、大臣は本規定に基づく通知を行うものとする。

(交付の条件)

第11条 基金設置法人は、補助金の交付を受け、中堅企業等大規模成長投資促進基金を造成するものとする。また、この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 二 交付対象事業が予定期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
- 三 基金を活用して実施する実施要領に定める事業(以下「基金事業」という。)が適切かつ円滑に実施されるよう、委託事業者を十分に指導監督しなければならない。
- 四 交付対象事業の遂行及び支出状況並びに基金事業について、大臣から報告を求められた場合には、速やかにその状況についての報告を記載した書面を作成し、大臣に提出しなければならない。
- 五 交付対象事業に係る予算と決算との関係を明らかにした調書(様式第4号)を作成し、これを交付対象事業の完了した日(交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- 六 基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかななければならない。
- 七 基金の設置後、速やかに、基金事業に係る運営及び管理に関する基本的事項として、実施要領第2の2.に定める事項について公表しなければならない。
- 八 基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額及び基金事業の実施状況について、各年度の10月末日及びその翌年度の4月末日までに別途実施要領に定める事項を大臣に報告しなければならない。

らない。

九 基金の額が基金事業の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 第10条により交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面をもって大臣に申し出なければならない。

(補助金の請求)

第13条 第10条により交付決定通知を受け、かつ、前条の規定による申請の取り下げを行わない場合には、補助金支払請求書(様式第5号)を作成し、大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 この補助金の実績報告は、交付対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日(第11条第1号による交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書(様式第6号)を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、基金設置法人に通知する。

2 大臣は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、前項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引(請負先、委託先以降も含む。)に対して、現地調査等を行うことができるものとし、基金設置法人は当該調査の実施に必要な措置を講ずるものとする。

(補助金の返還)

第16条 大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

2 前項又は第18条第1項若しくは第2項に基づく場合の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置)

第17条 大臣は、交付対象事業又は基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを基金設置法人に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第18条 大臣は、交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止する申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第10条の交付の決定の全部若しくは一部を取

り消し、又は変更することができる。

- 一 基金設置法人が、適正化法、施行令その他の法令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示等に違反した場合
 - 二 基金設置法人が、補助金を実施要領に定める以外の用途に使用した場合
 - 三 基金設置法人が、交付対象事業又は実施要領に定める基金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合（次号に掲げるものを除く）
 - 四 基金設置法人が、実施要領に定める委託事業の指導監督を十分に行わない場合
 - 五 前四号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部を国庫に返還することを命ずる。

（財産の管理等）

- 第19条 基金設置法人は、基金事業（基金設置法人が基金事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 基金設置法人は、取得財産等について、様式第7号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 基金設置法人は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条に定める報告（毎年度、翌年度の6月30日までに行う報告に限る。）を行う際に様式第8号による取得財産等管理明細表を提出しなければならない。
 - 4 大臣は、基金設置法人が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
 - 3 基金設置法人は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第9号による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（暴力団排除に関する誓約）

- 第21条 基金設置法人は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（協力事項）

- 第22条 基金設置法人は、各種評価及び追跡調査に係る資料作成、ヒアリングへの対応並びに委

員会等への出席、その他経済産業省からの要求に基づく情報の提供について、基金事業の終了後も基金設置法人の負担において経済産業省に協力するものとする。

(基金の解散等)

第23条 基金設置法人は、基金管理が終了し基金を解散する（対象となる事業の基金管理口座を閉鎖する場合を含む。以下同じ。）こととなった場合には、解散するときには保有する基金の残余額を大臣に報告し、その指示を受けて、これを国庫に返還しなければならない。

2 基金設置法人は、基金の解散後において、基金事業に係る契約の相手方から返還金を受け取った場合には、これを国庫に返還しなければならない。

(地位の承継)

第24条 基金設置法人は、基金を解散することとなった場合には、基金設置法人が基金事業により補助する者（以下「基金事業による補助事業者」という。）に対して保有している一切の権利及び義務を、基金の解散日（基金管理口座の閉鎖の場合は閉鎖日。以下同じ。）又は大臣が指定するそれ以降の日（以下「承継日」という。）をもって大臣が基金設置法人から承継することができる。

2 前項の規定にかかわらず、大臣が相当と認める場合には、事前に基金設置法人に書面で通知することにより、独立行政法人等の第三者（以下「指定承継人」という。）に前項の承継を行わせることができる。

3 前2項による承継後は、基金設置法人の基金事業による補助事業者に対する権利及び義務は、大臣又は指定承継人が基金事業による補助事業者に対して行使するものとする。

4 第1項又は第2項の承継が行われた場合には、基金設置法人から基金事業による補助事業者に対して承継先の詳細、承継日及び承継後に基金事業による補助事業者が、基金設置法人が別途定める交付規程に基づき提出を要する各種報告書及び基金事業による補助事業に係る財産処分申請書等を大臣又は指定承継人に対して提出し、その指示に従うことを遅滞なく通知する。なお、本通知について、承継日までに基金事業による補助事業者から回収できない債権がある場合には、民法第467条第1項及び第2項に基づき、確定日付のある証書で通知を行う。

5 大臣又は指定承継人は、書面による別段の合意をした場合を除き、基金設置法人の債務は引き受けない。基金を解散する場合には、基金設置法人は、補助事業に関する国に対する債権債務及び基金事業による補助事業者との間の債務等一切を承継日までに精算しなければならない。承継日現在未払いの債務（その時点で顕在化していると否とを問わない）がある場合には、当該債務は基金設置法人の負担とし、国又は指定承継人は当該債務の支払いについて一切責めを負わない。

(その他)

第25条 本要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年12月26日から施行（適用）する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第1号)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所
法人名
代表者名

令和 年度中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
交付申請書

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金交付要綱(20251224財経第2号。)第6条の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為(写し)
- (2) 直近2年間の事業報告書及び決算報告(又は事業計画及び収支予算)
- (3) 基金の管理・運用方法及び業務実施体制を明らかにした書類
- (4) 申請者の役員等名簿

(様式第2号)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所
法人名
代表者名

令和 年度中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金について、中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 補助金 追加交付 申請額 金 円
一部取消し
(変更後交付申請額 金 円)
2. 変更を受けようとする理由
3. 添付書類
基金管理状況を示した書類

(様式第3号)

番 号
年 月 日

法人名
代表者名 宛て

経済産業大臣 名

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請のありました中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金交付要綱（番号。以下「交付要綱」という。）第4条に定める事業とします。
 2. 補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助金の額が変更される場合は、別に通知するところによるものとします。
- 補 助 金 の 額 金 円
3. この補助金は、交付要綱第11条に掲げる事項を条件として交付するものとします。
 4. 事業に係る交付実績は、交付要綱第14条に定めるところにより行わなければなりません。
 5. この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条の規定による申請の取り下げをすることができる期限は、 年 月 日とします。

(様式第4号)

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金交付調書

法人名

(単位：円)

国		法人								備考
歳出予算科目	交付決定額	歳入			歳出					
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助金相当額	支出済額	うち補助金相当額	

(注1) 「法人」の欄の「科目」欄は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。

(注2) 「備考」欄は、参考となるべき事項を記載すること。

(様式第 5 号)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
法人名
代表者名

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
支払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金について、中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金額 金 円
2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(様式第6号)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
法人名
代表者名

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金について、中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の実績額 金 円
- | | | |
|---|-------------|---|
| A | 交付決定額 | 円 |
| B | 交付受入済額 | 円 |
| C | 差引不足額 (A-B) | 円 |
2. 添付書類
基金の払込み・保有の状況が分かる書類

(様式第7号)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第20条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第8号)

取得財産等管理明細表 (令和 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第20条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第9号)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
法人名
代表者名

令和 年度中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
財産処分承認申請書

中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金交付要綱第20
条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由